妊婦と家族のファミリー講座

町では、赤ちゃんたちが元気で健康に育つよう、そして家族が出産・育児を安心して迎えられるようにファミリー講座を開催しています。

町内では、年間約70人の赤ちゃんが生まれています。初めての妊娠のかたも2回目以降の妊娠のかたも、同じ頃に出産を迎える妊婦さんたちと一緒に学んだり語り合ったりして、お友達になりませんか。妊婦さんだけでなく、子や孫を迎える家族も一緒にどうぞ。また、両日とも保育できるスタッフがおりますので、ぜひお子様連れでお越しください。

○日時
※2回コースで行いますが、どちらかだけの参加も可能です
・1回目
5月27日(火)
午後1時～4時頃まで
・2回目
6月3日(火)
午後1時～4時頃まで

○場所
町保健福祉センター

○持ち物
母子健康手帳

○参加料
無料

○内容
妊娠・出産・育児に関する知識や方法など、妊婦さんやご家族の質問や相談に応えます。
講師には経験豊富な助産師を迎え、妊娠中に摂りたい栄養素を含んだ食事の試食や、沐浴体験などがあります。
※内容の詳細は個別通知します。
※体調がすぐれない場合は、参加をお控えください

問い合わせ先
役場町民保健課保健予防係
☎(86)1157[直通]

木造住宅の耐震性に係る費用補助

町では、現在の建築基準法に規定されている木造住宅の耐震性能を満たしていない可能性がある昭和56年5月31日以前に建てられた木造住宅の耐震診断の費用、耐震改修工事の費用の一部を補助します。

詳しくは、問い合わせください。

問い合わせ先
役場建設課建築係
☎(86)1132[直通]

○補助金額
・耐震診断
耐震診断費用の3分の2
(1棟当たり限度額6万円)
・耐震改修工事
耐震改修工事費用の100分の23
(1棟当たり限度額30万円)

○条件
・長島町木造住宅耐震診断補助金交付要綱に定める基準を満たすこと
・町税などの滞納がないこと
・耐震診断技術者により行われる耐震診断であること
・耐震改修工事については耐震診断により規定の数値以下の構造耐力である

○注意事項
・申請した場合でも、必ず実施できるわけではありません
・事業の協議後、次年度以降の実施となります
・建築物の詳細がわかる官公署の発行した書類の写しが必要です

第十二回特別弔慰金を支給

戦没者など遺族の代表者一人に特別弔慰金を支給します。

○支給対象者
令和7年4月1日において、戦没者などに係る公務扶助料、遺族年金などの年金給付を受ける権利者がいない遺族のうち、代表者1人。
※「遺族」とは、戦没者などの死亡当時に既に生まれていた遺族(子は戦没者等の死亡当時の胎児を含む。)で、三親等内親族に限られ、法律により支給順位や要件が定められています。

○支給内容
額面27万5千円、5年償還の記名国債

○請求期間
4月1日～令和10年3月31日
(請求期間を過ぎると第十二回特別弔慰金を受けることができなくなります。)

問い合わせ先
役場福祉事務所社会福祉係
☎(86)1146[直通]